

第2次 きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画） 策定業務に係る委託事業者選定プロポーザル募集要項

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

自殺は様々な要因が複雑に関係しており、そのため自殺予防には中長期的な視点に立った継続的な取組が必要とされています。

京都市におきましては、平成22年3月に策定した「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」が平成28年度で終了することから、これまでの取組状況を評価し、新たに、平成29年度からの5年間を計画期間とする「第2次 きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定することとしています。

つきましては、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者の選定を実施しますので、参加者を募集します。

記

1 委託事業の概要

(1) 名称

第2次 きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）策定業務

(2) 委託内容

「第2次 きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約日～平成29年3月31日

(4) 委託金額の上限

3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

プロポーザルへの参加資格については、以下のすべてを満たしている者とします。

- (1) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、平成28年4月30日現在において、引き続いて1年以上営業等を行なっており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又は代表者が京都市暴力団排除条例第2条で定める暴力団の構成員でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

3 参加申請

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり申請してください。

(1) 申請方法

あらかじめ電話連絡のうえ、次の書類を1部直接持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

ア プロポーザル参加申請書（別紙1）

*参加申請書は、後述する申請場所で配布している他、京都市ホームページ上からもダウンロードできます。

イ 事業者概要が分かる書類（パンフレット等）

(2) 申請期間

平成28年5月10日（火）～平成28年5月24日（火）

- ・持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分まで
- ・郵便、電子メールの場合は、5月24日（火）午後5時30分着信分まで

(3) 申請場所

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 精神保健福祉担当
電子メール syogai@city.kyoto.lg.jp

4 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加に関する質問がある場合は、書面（様式自由）によりFAXまたは電子メールで提出してください。電話等での質問には応じられません。

(1) 受付期間

平成28年5月10日（火）～平成28年5月16日（月）午後5時30分着信分

(2) 受付FAX番号及び電子メールアドレス

FAX 075-251-2940

電子メール syogai@city.kyoto.lg.jp

(3) 質問に対する回答

平成28年5月20日（金）までに、参加申請のあった方全員に対し回答を送付します。

5 企画提案書の提出

プロポーザルへの参加申請後、別紙2「第2次 きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）策定業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に従い企画提案書等を作成し、以下のとおり提出してください。

(1) 提出資料

- ア 企画提案書（9部）
- イ 見積書及び経費内訳書（9部）
- ウ 応募者のセールスポイントをPRする資料（9部）

*ウの資料については、提出は任意とします。

(2) 提出方法・受付日時

平成28年5月31日（火）のプレゼンテーション時に持参し提出してください。

(3) 受付場所

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地
京都市役所内会議室（プレゼンテーション会場）
担当：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 精神保健福祉担当

6 プレゼンテーション

(1) 日時

平成28年5月31日（火）

(2) 場所

京都市役所内会議室

(3) 方法

- ・説明 20分以内、質疑応答 10分程度
- ・説明に用いる資料は、当日提出された企画書のみとします。

*時間及び場所の詳細については、申請者に別途通知します。

7 受託候補者の選定

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容について、事業実施能力を選定基準により審査します。

具体的な選定基準については、以下①～⑤の各審査項目につき、2点から10点まで2点単位の5段階評価を行い、これら各審査項目の得点の合計をもって申請者の比較を行います。そして、最も高い点数を得た者を受託候補者に選定します。

<審査項目>

①受託候補者の実績等

- ・自殺対策や人権に関する業務や保健福祉分野における計画策定業務の実績をどれだけ有しているか。

②事業の実施体制

- ・事業を適正かつ着実に実施できる体制が整っているか。
- ・事業を遂行するにあたり、本市と常に連絡・協議できる体制が整っているか。
- ・個人情報保護に対する適切な措置が講じられているか。

③事業の実実施計画

- ・事業趣旨を正しく理解し、事業目的に沿った計画となっているか。
- ・事業内容に具体性、専門性、実現性が備わっているか。
- ・事業実施に対する意欲が旺盛か。
- ・事業に見合った人員体制が計画されているか。

④事業実施分野における専門性

- ・自殺に関する現状及び国における自殺対策の動向や、他都市の同様の計画等に関する情報を収集・分析し、それらを本市の計画へ有効に活かす能力が備わっているか。

⑤事業の経済性

- ・事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業の対象者や内容、効果等から見て適切な範囲であるとともに、予算額の範囲内か。

なお、業務受託候補者の選定は1業者とします。

選定結果は、平成28年6月7日（火）に書面にて通知します。

8 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出されたすべての書類等は返却しません。
- (4) 提出された書類は必要に応じ複写（審査での使用に限ります）します。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

<スケジュール>

平成28年5月10日(火) 公示(参加受付開始)
5月16日(月) 質問受付締切
5月20日(金) 質問に対する回答日
5月24日(火) 応募締切
5月31日(火) 企画提案書提出・プレゼンテーション
6月7日(火) 選定結果通知

【問い合わせ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 精神保健福祉担当(湯浅, 久世)

電話 075-222-4161

FAX 075-251-2940

電子メール syogai@city.kyoto.lg.jp